

介護インフォメーション'20 Vol.1

— 長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ —

令和2年10月20日発行

I 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について

～介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内～

長野県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱等に基づき、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給や介護サービス事業所・施設等における感染症対策及びサービス再開への支援事業を実施しています。

具体的な事業に係る手続き等については、下記問い合わせ先へのお問い合わせ又は長野県ホームページによりご確認ください。

○長野県ホームページ掲載先URL

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者施設」
→「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/corona/20200804.html>

<留意事項>

・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業及び感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業・介護サービス再開に向けた支援事業のいずれにつきましても、申請書類提出期限は令和2年12月25日（金曜日）となっています。

・また国で示している要綱等と違い、長野県独自の手続き等もありますので、申請に当たっては、上記URL先に掲載されているQ&A等をよくご確認ください。

【問合せ先】長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）

電話：026-217-0845（受付時間：平日8:30～17:00）

II 令和2年度能力開発セミナー・キャリアアップ講習会（受講料無料）受講者募集の

お知らせ

公益財団法人介護労働安定センター長野支部は、介護事業主様・管理者様・リーダー様・テーマに興味関心のある職員様を応援するセミナーとして、令和2年度厚生労働省交付金事業能力開発啓発セミナー・キャリアアップ講習会を全4回の日程で開催しているところです。11月には2回の開催を予定しております。ご都合の良い回にご参加ください。

- | | | |
|---------|----|----------------------------------|
| 第1回（終了） | 日時 | 10月16日（金）10:00～12:00 |
| | 内容 | 介護事業所における少数精鋭のためのスタッフ育成法 |
| 第2回（終了） | 日時 | 10月16日（金）13:00～15:00 |
| | 内容 | やる気を引き出す「コーチング・ティーチング」 |
| 第3回 | 日時 | 11月13日（金）10:00～12:00 |
| | 会場 | 長野市生涯学習センター（TO i GO WEST）4階 大学習室 |
| | 内容 | ファシリテーション研修～うまく事が運び有益な会議とするために～ |
| 第4回 | 日時 | 11月13日（金）13:00～15:00 |
| | 会場 | 長野市生涯学習センター（TO i GO WEST）4階 大学習室 |
| | 内容 | 多様性の時代に求められる管理職としてのコミュニケーション |

受講をご希望の方は下記URLより、<支部からのお知らせ>2020年8月18日「令和2年度 能力開発啓発セミナー・キャリアアップ講習会のご案内」から申込書を印刷の上、FAX又はWEBでの申込みをお願いいたします。

【お申込み・お問合せ先】 公益財団法人 介護労働安定センター長野支部

電話：026-232-0898 FAX：026-232-0906

URL：<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/index.html>

Ⅲ 喀痰吸引等（特定行為）の業務を行うための事業者登録について

介護職員等がたんの吸引等の特定行為を行うためには、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）に基づき、介護職員等が研修を受講し、都道府県から認定特定行為業務従事者の認定証の交付を受けること及び事業者が登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として登録を行うことの全てが必要です。

また、既に事業所登録をしている事業所であっても、特定行為を実施する従事者の変更・増減や実施できる特定行為が変更（たんの吸引のみの行為を登録していた事業所が経管栄養の行為も実施することになる等）になった場合などには、手続きが必要です。

手続きの詳細につきましては、下記問合せ先へのお問合せ又は長野県ホームページによりご確認ください。

○長野県ホームページ掲載先URL

「トップページ」→「組織案内」→「健康福祉部」→「介護支援課紹介」
→「(2) サービス業務・介護職員等によるたんの吸引等について」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kyuin.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症対応のため、令和2年度の更新研修の日程や実施方法について新たに検討しているところです。

令和2年度更新研修後の更新申請期間については研修の日程が決まり次第、改めてご連絡いたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2020年12月1日～2020年12月31日	2020年10月11日～2020年11月10日
2021年1月1日～2021年1月31日	2020年11月11日～2020年12月10日
2021年2月1日～2021年2月28日	2020年12月11日～2021年1月10日
2021年3月1日～2021年3月31日	2020年12月1日～2021年2月10日 ※上記受付期間については変更する可能性があります。
2021年4月1日～2021年4月30日	2021年2月11日～2021年3月10日
2021年5月1日～2021年5月31日	2021年3月11日～2021年4月10日
2021年6月1日～2021年6月30日	2021年4月11日～2021年5月10日

※令和2年(2020年)10月及び11月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp